

公益財団法人東京都歴史文化財団遺贈取扱要綱

令和6年2月5日
副理事長決定

(目的)

第1条 この要綱は、公益目的事業を対象とした公益財団法人東京都歴史文化財団（以下「財団」という。）への遺贈（民法（明治29年法律第89号）第964条の規定に基づくものをいう。）の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(受け入れる財産の種類)

第2条 遺贈による寄附（以下「遺贈寄附」という。）の種類は、原則として、現金とする。

(受入基準)

第3条 遺贈寄附の申出があったときは、次のいずれにも該当する場合に限り、当該遺贈寄附を受け入れることができるものとする。ただし、副理事長が認めたときは、この限りではない。

- (1) 公正証書遺言による遺贈であること。
- (2) 特定遺贈であること。
- (3) 遺言執行者が決定している遺贈であること。
- (4) 遺贈の額が遺留分侵害額請求分を除いた額であること。
- (5) 負担付遺贈でないこと。
- (6) 遺贈が係争の原因となるおそれがないこと。
- (7) 業務に著しい支障が生じないこと。
- (8) 著しい経費の負担が生じないこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、法令の制限その他制約がないこと。

2. 前項の規定にかかわらず、次の一に該当するときは受け入れることができない。

- (1) 反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人をいう。）からの遺贈寄附。
- (2) 公序良俗に反するものと認められる場合。
- (3) その他受入が適切でないと認められる場合。

(受入可否の決定)

第4条 遺贈寄附の申出があったときは、副理事長は、当該遺贈寄附の受入れの可否を決定するものとする。

2. 前項により、受入れが適当でないと決定したときは、ただちに放棄の手続きを行うものとする。

(遺贈寄附の受入先)

第5条 遺贈寄附の受入先は次のとおりとし、遺贈者が特定施設への遺贈寄附を希望するときは、財団は遺贈者の希望に従い下記各号の区分により受入れを行う。

- (1) 東京都江戸東京博物館（分館 江戸東京たてもの園を含む）
- (2) 東京都美術館
- (3) 東京都庭園美術館
- (4) 東京都写真美術館
- (5) 東京都現代美術館
- (6) 東京文化会館
- (7) 東京芸術劇場
- (8) 公益財団法人東京都歴史文化財団

(遺贈寄附の用途)

第6条 遺贈寄附は、原則、遺贈者の意思に添って使用しなければならない。

2. 用途が特定されていない遺贈寄附については、副理事長が用途を特定することができる。

(遺贈寄附の受領)

第7条 遺贈寄附を受け入れたときは、遺贈者もしくは遺族等（以下「遺贈者等」という。）

に対し、寄附金受領証明書を発行するものとする。ただし、遺贈者等が交付を希望しないときはこの限りでない。

(感謝状)

第8条 遺贈寄附を受け入れたときは、感謝状を遺贈者等に贈呈するものとする。ただし、遺贈者等から辞退する旨の意思表示があるときはこの限りでない。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、遺贈の取扱いに関し、必要な事項は、副理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。